

所管部課		福祉部 福祉推進課		部長	川口 莊一		
件 名		東大和市災害見舞金支給要綱を廃止する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 令和3年度に行った事務事業の廃止・縮小に伴い、令和4年度からの廃止が決定した災害見舞金支給事務について、要綱を廃止する訓令を制定するものである。 (1) 施行日：令和4年4月1日 (2) 影響及び効果 従前から見舞金の額が少額で請求件数も少ないことから、事業の廃止に伴う市民への影響等については、限定的である。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和4年1月19日 市長決裁により廃止を決定済み 令和4年3月 文書課事前審査済み							
3. 留意事項（問題点等） 附則において要綱廃止前（令和4年3月31日以前）に発生した災害による見舞金については、令和4年度以降も支出できると規定している。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに要綱廃止のための事務手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。